



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
15 20 25 30 35 40

始



法隆寺大鏡第四十八集挿圖解説

第一、—第四、金堂 金銅藥師如來像

全長二尺七分

第五、—第六、同 同藥師如來背光

高二尺六寸三分

第七、 同 同藥師如來須彌座

本像は一たび金堂に安置したものゝ、永久記憶に存して忘ること能はざる正面中壇の本尊なり、天平十九年の資財帳には

金堊銅藥師像壹具

右奉爲池邊大宮御宇天皇

小治田大宮御宇天皇

井東宮上宮聖德法王丁卯年敬造請坐者

と録し、其詳細なる縁起は第六圖に收めたる背光の銘に由りて知るを得べし、文に曰く

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲

次丙午年、召於大王、天皇與太子而普願賜、我大

御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔、然

當時崩、賜造不堪、者小治田大宮治天下大王天

皇及東宮聖王、大命受賜、而歲次丁卯年仕奉、

池邊大宮治天下天皇とは即ち用明天皇の謂にして、池邊双櫻宮にはしゝを以て、斯くは申すなり、其元年は即ち歲次丙午年にして、天皇不豫のこと日本書紀には其翌年に係けたれども、銘文にては元年なること其記を異にす、大王とは或は當時の尊稱か、此處にては推古天皇の謂なり、天皇は欽明天皇の皇后、敏達天皇の皇后にして、

用明天皇の同母妹なれば、殊に尊崇して然か云へるか、其義今詳にすべからず、仕奉の語當時主として造佛立寺の意に用ひしこと、狩谷被齋法王帝說に河内國西琳寺記を引いて釋するが如し、崩闕造不堪とは用明天皇二年四月崩御せられて、造佛立寺を果し給はざりしを云ふ、小治田大宮治天下大王天皇は即ち推古天皇、歲次丁卯年は其十五年なり、此年に至つて初めて東宮聖德太子と共に先帝の志を遂げ奉ることを得たりしにより、其縁起を録して其佛像即ち藥師如來の背光に鑄せしなり、其意義の明瞭にして事件の莊重なる、其年代の精確にして記文の詳細なる、これ當に造像銘として最古のものたるのみならず、又最も優秀なるものと稱すべきなり、様式は全く北魏式に則とれるものにして、光背の制もまた其跡を一にせり、去れど北魏式佛像にして、かくまで整美せしもの、又銅造として斯かる大なるものゝ、未だ本土なる支那にも發見せられしを聞かず、之を東洋佛像中最も貴重なるものゝ一に數ふるに於て、誰か異議あらむ、作者の明記は無けれど、中壇なる釋迦如來像の光背銘に依りて、鞍首止利と知らるゝ如く、其製作年代たる推古天皇二十九年を距ること僅は十数年以前に成れる此藥師如來像も亦同人の作と認めて、大差なきに似たり、其位置今は金堂の東壇に在れど、其製作年代よりすれば、金堂諸佛の中古のものにして、其縁起また上述の如く、用明天皇の御願を果されたるものなれば、正に金堂の中央に第一の本尊として安置せらるべきなり、天平資財帳が之を起首に録せるもまた其意味なるべければ、當初の諸佛配置は中尊此藥師佛たりしてと疑ふべからず、其何れの時よりして現今の如き東方攝在の制をと

卷之四十八

れるかを詳にし難しと雖も、金堂日記に載する所の永保二年の交替
錄に従へば、既に現今と同一の位置なるを以て、夙に古制の變更せ
られしを推するに足る、愚見よりすれば恐らくは奈良朝の末より平
安朝の初に亘りて、聖德太子と最も縁故深き東院伽藍の修造寶物の
蒐集等ありて、太子追憶の念新に燃え立ちし時、釋迦像は特に太子
菩提の爲に造られたる關係よりして、之を中心の位置に据へ、藥師
像は東方淨土の主宰者の名の下に、遂に東壇に移されたるものなら
む、須彌座は像と同時の作に係り、今は剝落して當初の像を充分に
窺ひ得られざれども、密陀僧をもて總ての面に繪畫文様を施し、彩
色の美を盡せること、僅かに殘存せる痕跡を辿りても、之を偲ぶに
餘りあり、本像及其光背より延いて須彌座の詳細に至りては、夙に
熟知に係る事なるを以て、今皆省略に從ふこと、せり、

第八、一 第十、 金堂 金銅日光菩薩像
第十一、一 第十三、 金堂 金銅月光菩薩像

身高一尺八寸 肢高四寸五分 同裡六寸八分

身高二尺二寸四分 肢高及裡同上

日光月光兩菩薩の前述藥師如來の脇侍として挙げられたるは、顯眞の目錄抄に脇士二體日光と錄出せしを始とす、金堂日記に見ゆる藤原時代の交替錄には單に脇士二體とのみ注して、姿も名も共に明らかならず、更に遡りて天平十九年の資財帳に就けば、前に藥師如來の條に援引したる如く、本尊如來のみを錄して、脇侍の存在に及ばず、藥師光背の銘よりするも藥師三尊佛を造るとは謂はず、又藥師

一體の名を擧ぐるのみにて其他に及ばず、第四十一集に掲げたる戊子年の銘を有する釋迦像は、銘文中には單に釋迦像とのみ刻まれたれど、其兩脇侍を有するものたることは、光背の面積大にして、三尊を包容するだけの後屏として造られたるを見ても、一光にして三尊の制なりしを首肯せらるべし、然るに藥師如來の光背は獨尊的の制に係り、決して他と共有を許さざるものあり、且つは光銘資財帳共に藥師一尊のみを錄するに照合すれば、固より三尊具足の制をとらず、中尊成つて後、別に思ふ所あつて兩脇侍を配せしこと疑ふべからず、中尊成つて後、別に思ふ所あつて兩脇侍を配せしこと疑ふべからず、其因縁斯くの如く單純なるを以て、或は時として兩尊一對と爲り得べきものを適宜に安排せざりしとも考へ難く、従うて現在の脇侍も最初よりして一定不變なりしや否やも疑なきを得ざるなり唯現在の兩脇侍即ち圓に現出せるものに就いて云へば、特に裝飾に於て意を致したるものあれば、自ら尋常の銅佛と其趣を異にせるが如きあり、特殊の裝飾とは着衣被肩衣並に裳の縁に在つて、二重圓に玉縁を施せる文様の毛彫にして向合に配列せられたることなり、又其垂下せる珠條の環を透して造られたる結目の、最とも華やかに結ばれたるが如きも、亦裝飾を重むじたる傾向と考へざるを得ず、面貌に在りては眼甚だ大にして唇の厚き、頭の太くして手足の比較的豊肥なるを、推古朝の特色と認められざるにあらねど、總の線はなだらかに緩和せられ、全身を通觀しては推古朝より以後技巧の精練せられて、獎の疊際の特に圭角を失へる形式になり、寧ろ奈良朝に近き製作なるかを思はしむ、唯怪しむべきは月光菩薩の様式にして、頭上前飾の日光菩薩に在りては、立像化佛を配して、是には坐

一體の名を擧ぐるのみにて其他に及ばず、第四十一集に掲げたる戊子年の銘を有する釋迦像は、銘文中には單に釋迦像とのみ刻まれたれど、其兩脇侍を有するものたることは、光背の面積大にして、三尊を包容するだけの後屏として造られたるを見ても、一光にして三尊の制なりしを首肯せらるべし、然るに藥師如來の光背は獨尊的の制に係り、決して他と共有を許さざるものあり、且つは光銘資財帳共に藥師一尊のみを錄するに照合すれば、固より三尊具足の制をとらず、中尊成つて後、別に思ふ所あつて兩脇侍を配せしこと疑ふべからず、中尊成つて後、別に思ふ所あつて兩脇侍を配せしこと疑ふべからず、其因縁斯くの如く單純なるを以て、或は時として兩尊一對と爲り得べきものを適宜に安排せざりしとも考へ難く、従うて現在の脇侍も最初よりして一定不變なりしや否やも疑なきを得ざるなり唯現在の兩脇侍即ち圓に現出せるものに就いて云へば、特に裝飾に於て意を致したるものあれば、自ら尋常の銅佛と其趣を異にせるが如きあり、特殊の裝飾とは着衣被肩衣並に裳の縁に在つて、二重圓に玉縁を施せる文様の毛彫にして向合に配列せられたることなり、又其垂下せる珠條の環を透して造られたる結目の、最とも華やかに結ばれたるが如きも、亦裝飾を重むじたる傾向と考へざるを得ず、面貌に在りては眼甚だ大にして唇の厚き、頭の太くして手足の比較的豊肥なるを、推古朝の特色と認められざるにあらねど、總の線はなだらかに緩和せられ、全身を通觀しては推古朝より以後技巧の精練せられて、獎の疊際の特に圭角を失へる形式になり、寧ろ奈良朝に近き製作なるかを思はしむ、唯怪しむべきは月光菩薩の様式にして、頭上前飾の日光菩薩に在りては、立像化佛を配して、是には坐

像化佛をとれるが、一對配合の法と考へられざるにあらねど、彼の二重臉なるには是は單臉をとり、頭髪の彼に精にして是に粗に、所謂裝飾文様の全く是に見ること能はずして、唯珠條の結目の華やかさのみ相似たることなり、固より製作の手法及形式には類似の點多きを認むるも、完全なる相對法を探るに至らざるは、上代兩脇侍製作法の後世の如き緊密なる類似を主とせざりし所に、特風の存すと云はゞ云へ、聊か疑なきを得ざるなり、

第十四、三經院及西室全景

三經院栱行七間六十三尺梁間五間大棟高二十七尺五寸
西室栱行十二間二十六尺一寸五分梁間四間

第十六、三經院內部

院 木彫着色聖德太子像

経院とは本寺に最も關係深

住居の房室なりしが、今は名のみを存する空し

九年の資財帳に三經院の名なく、曾方四日之豫するに見れば、

して、住居を收容せしを察すべく、從うて其起

道筋があるを想到すべし。この西室建築は延長三年雷火の爲に講

其後直に舊跡に就いて再興したりしや否や

資料の翻譯すべきなし。三經院の名は法隆寺別當記承安二年の

新日本は鉄道大衆取引來りて
三経院に

寛喜已後又造營者一室宛連々建繼之故云再修歟
との判断を下し、寛喜の建築に増築する所ありし謂なりとせり、現
今の建物に依りて検するも、一棟に數室を合せたるものなれば、時
を隔てゝ増築せりと思はれざるにあらず、顯眞の目錄抄に記する所
は、恐らく文永五年増築以後の實景にあらざるか、同抄に曰く、
次西室瓦葺十九間也、昔之者焼失畢、今新造、端三間堂也、次有

西室建築木造、同十八日柱立、同廿四日棟上、勸進聖人尊圓、施主比丘尼常住、但南端七間三面、南四間號三經院矣

懸くとあるのみにて、其所在を詳かにせず、其後同記には文暦二年七月一日、同院に法相宗祖師曼茶羅并太子御影安置の事を載せ、嘉祐二年六月廿七日に其側に池を掘り始むとあれば、三經講説の業、鎌倉時代に至つて振興し、堂宇園地よりして堂内の莊嚴に至るまで深く留意せらるゝ所となり、盛大の機運に向へるを推すべし、當時既に西室建築と合併せしや否や、其詳細を知ること能はず、其兩所の合併を明らかに語るものは、別當記寛喜三年四月八日の記事にし

とありて、總數十九間の中、端の三間次の馬道又次の北の二間を擧ぐるのみで、其餘に及ばざれば、記述明確を缺くものあり、一陽集これを釋して

私云當時觀室構、南五間抄謂三間院次二間作屋表五
舊記曰造合抄、次有馬道此砌平、次三間土間、次四間之內、北南の一間空所、中二間之內、橫西端二間、號夏前講間右三經內談義、有講間等所也、東端二間文殊講間、次五間講師坊、院

室共懃數拾九間俗謂、堂間

嘉元三年四月廿八日西室の講師坊始造營、貞和五年正月下旬三經院之内北一間廣成畢

替了ともあれば、西室及三經院の建築は用途の頻繁なるにつけ、其都度適宜の修理を加へしものと見るべく、降りて寺傳天正年間に成

れる三經院の圖面に、多少一陽集の記事と符合せざる所あり、慶長元祿年間更に大修繕の記録を傳へ、其他數度の小修繕を経て、元文年度一陽集の編錄に際し、現時の制と同じく拾九間の總數を有するに見れば、これに由りて一陽集が目錄抄の間割を説かむとしたるは、其間往時の制より多少の變更ありとするも、總數に於て甚だしき差異を生ずることなかりしより、自ら目錄抄を解するに其説明を便にする所ありしが、現時の建築は實に謙倉時代の様式と存り、目錄抄

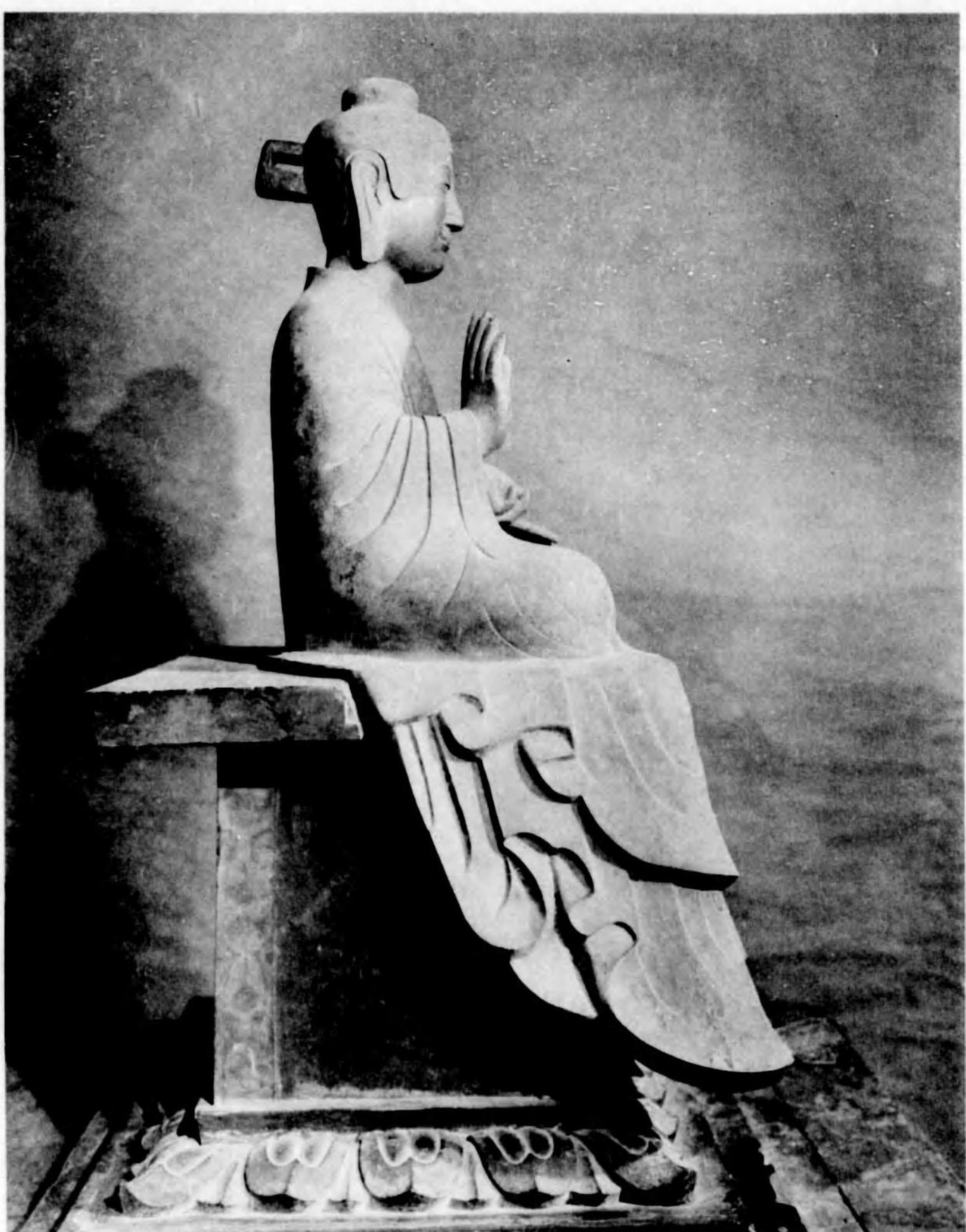
此西室堂者、佛壇者紫檀作、在高藍勾欄のこと、佛上舉堅利、支輪のこと、組入天井庇分組入天井也、南庇檜皮葺、廣宴、廣椽也、又大床在高藍、角柱擬寶珠、梯橙在階隱、又有登高藍、西浦東浦在大床、無高藍、南面五間廊、東西兩面、北端南端妻戶、中間廊也、後戶妻戶也

とあるに見れば、年所を経るの久しき新古材料の代謝し、或は佛壇の如き新に明治二年現位置に轉動せられし如きあるも、其構造構式よりして支輪組入天井に至るまで、鎌倉時代の面目を存せざるはなく、南より第十二間の小屋組には合掌及肘木を使用せるより見ればもと化粧屋根裏なりしことの考へらるゝも、一陽集の記事に合せずとは云へ、また舊形によりて變更を加へたる一例とすべし、況んや三經院の本尊たる聖德太子像及壇上安置の二天王像は俱に鎌倉時代の製作に係り、本院の造營につれて刻成せられ其建築と運命を同うして今日に至れるものなれば、彼此併せ見て此建築の年代を明らかにするものあるべきを信じて疑はざるなり、

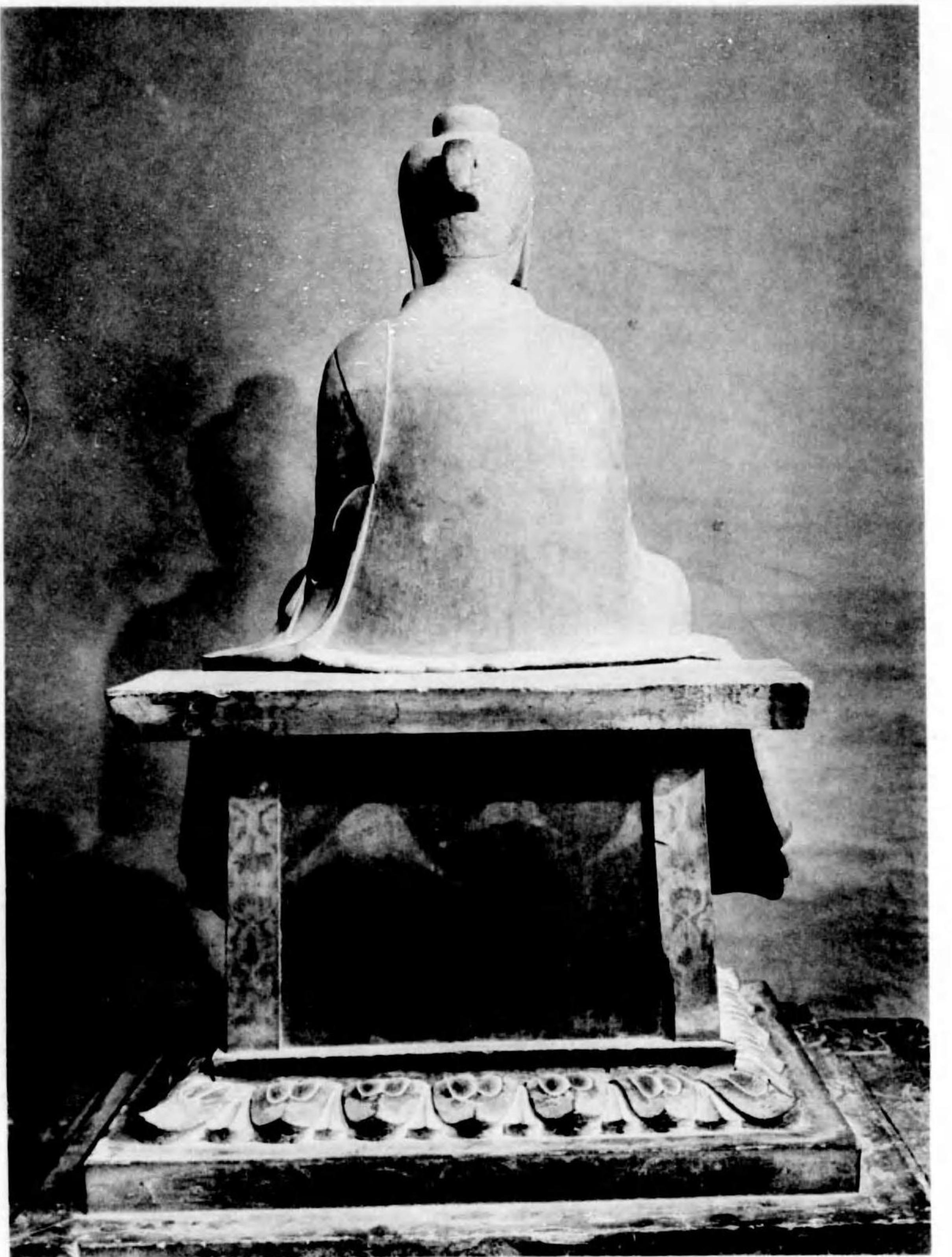


內閣大學如開樂洞亦宜矣

卷之三



金剛薩埵坐像



46. 像坐佛如願乘刻全
身金

荷蘭山



第四十八集

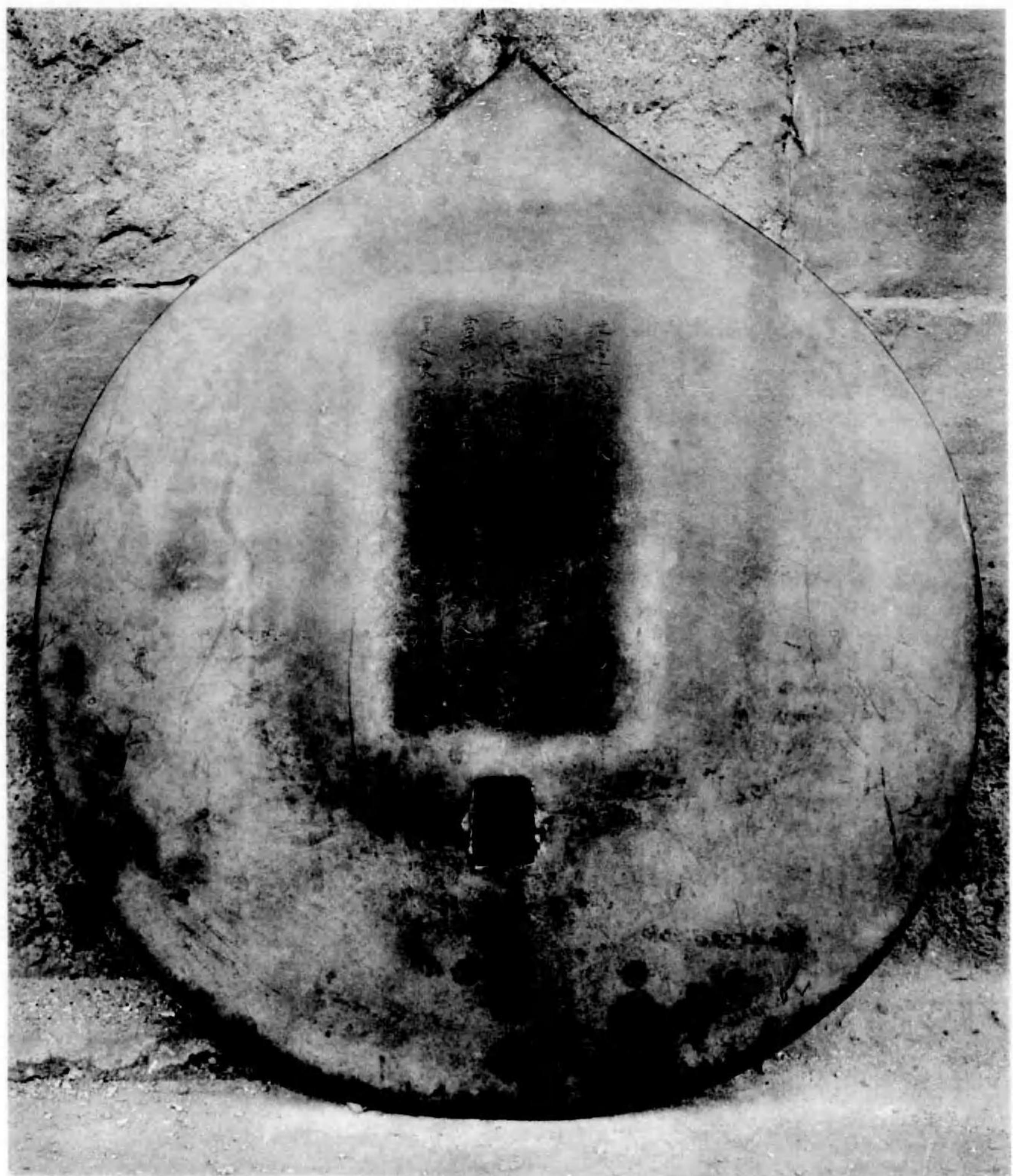
菩薩坐像

金身如來坐像



第四十八集

瑞應圖錄



西漢

第四十八册

西漢長安如陽侯印



華嚴經像坐如來佛頂金剛



《西夏》一其像立薩菩薩挾來如師藥銅金





圖四一 其像立薩菩侍挾求如師藥銅金 章全

造像



大英博物館藏

(圖四)一其像立薩菩侍執事如師樂銅金一堂



金銅如來師承扶持菩薩立像



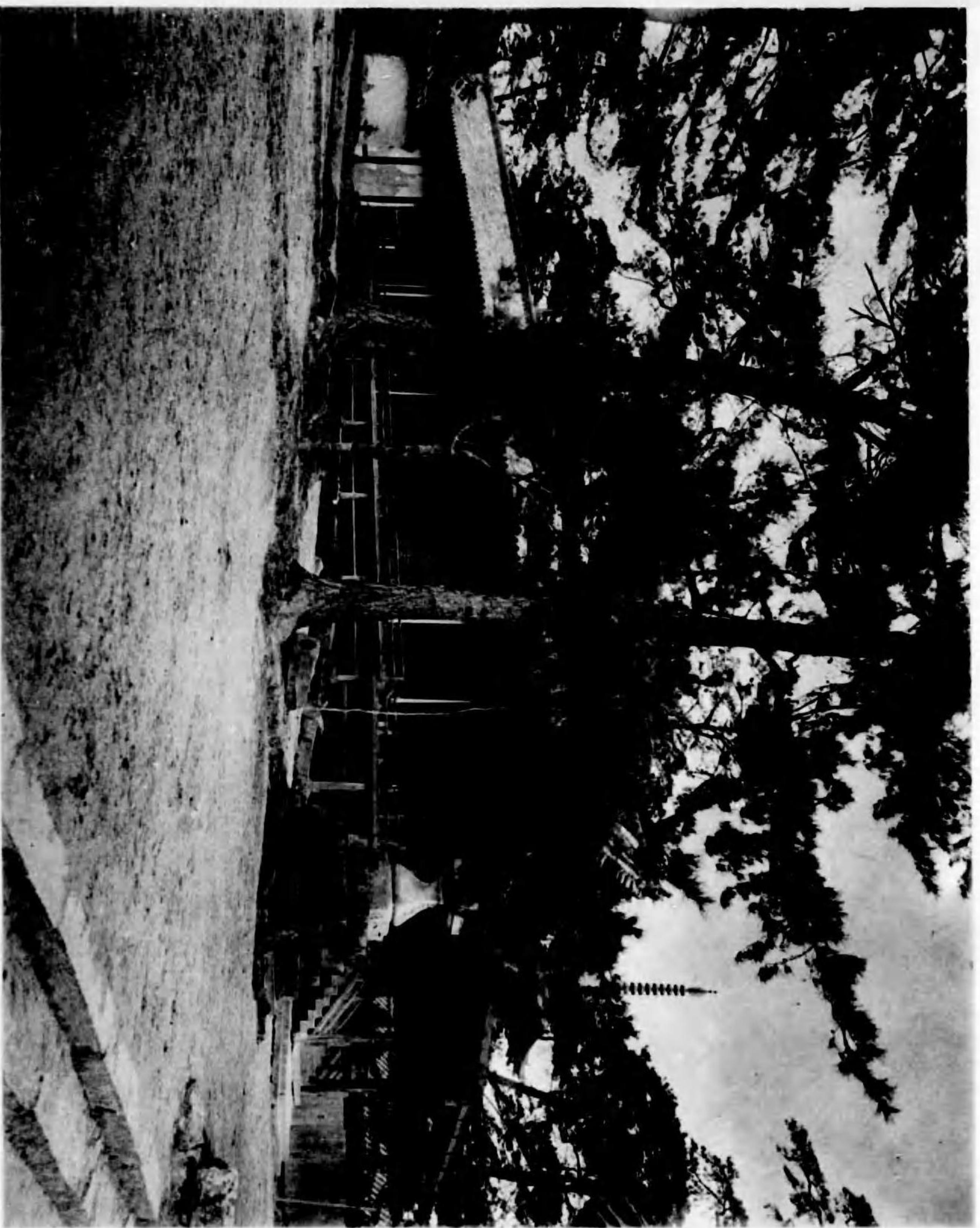
香齋

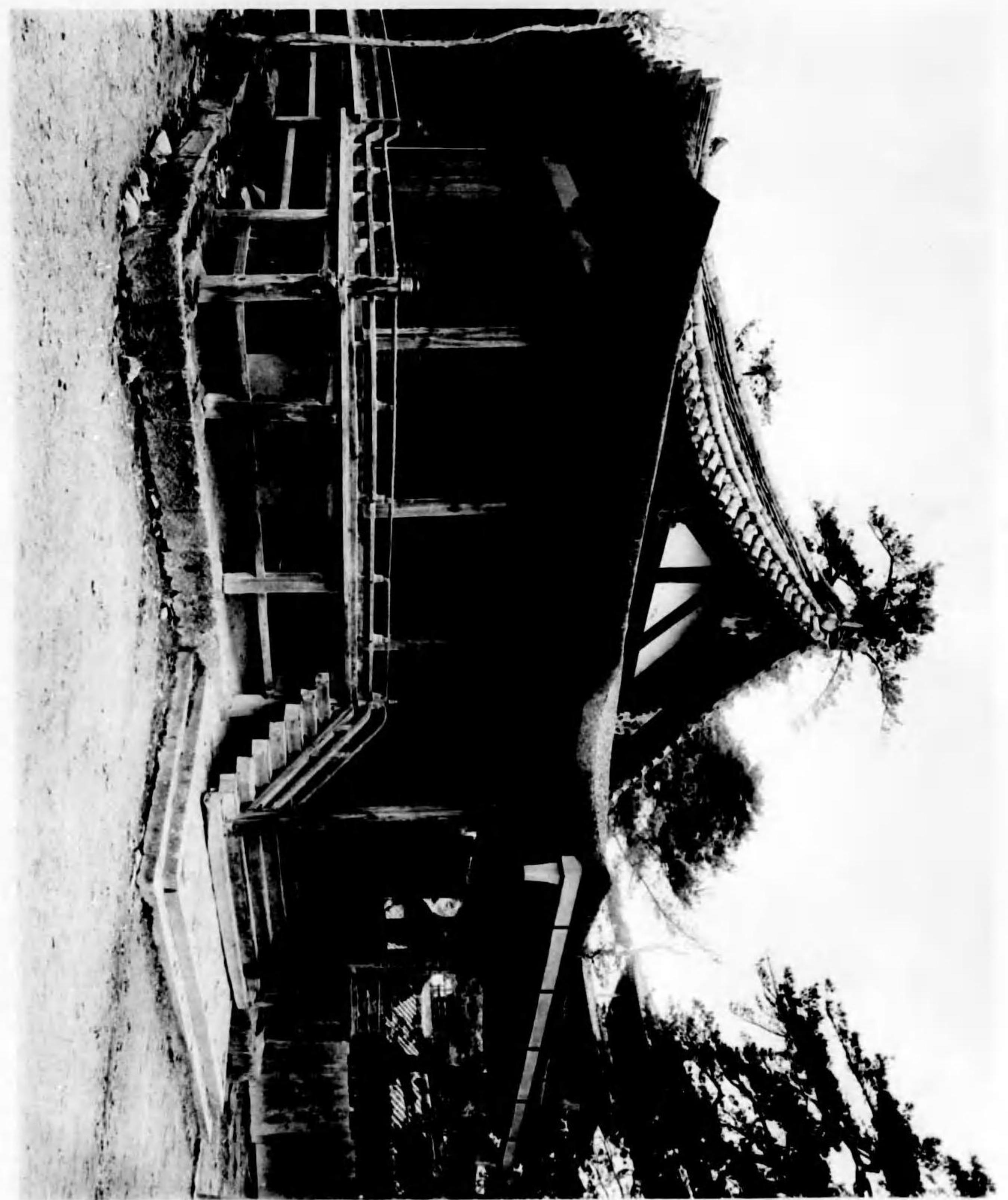
金剛二臂像立像青侍佛坐如師樂制金



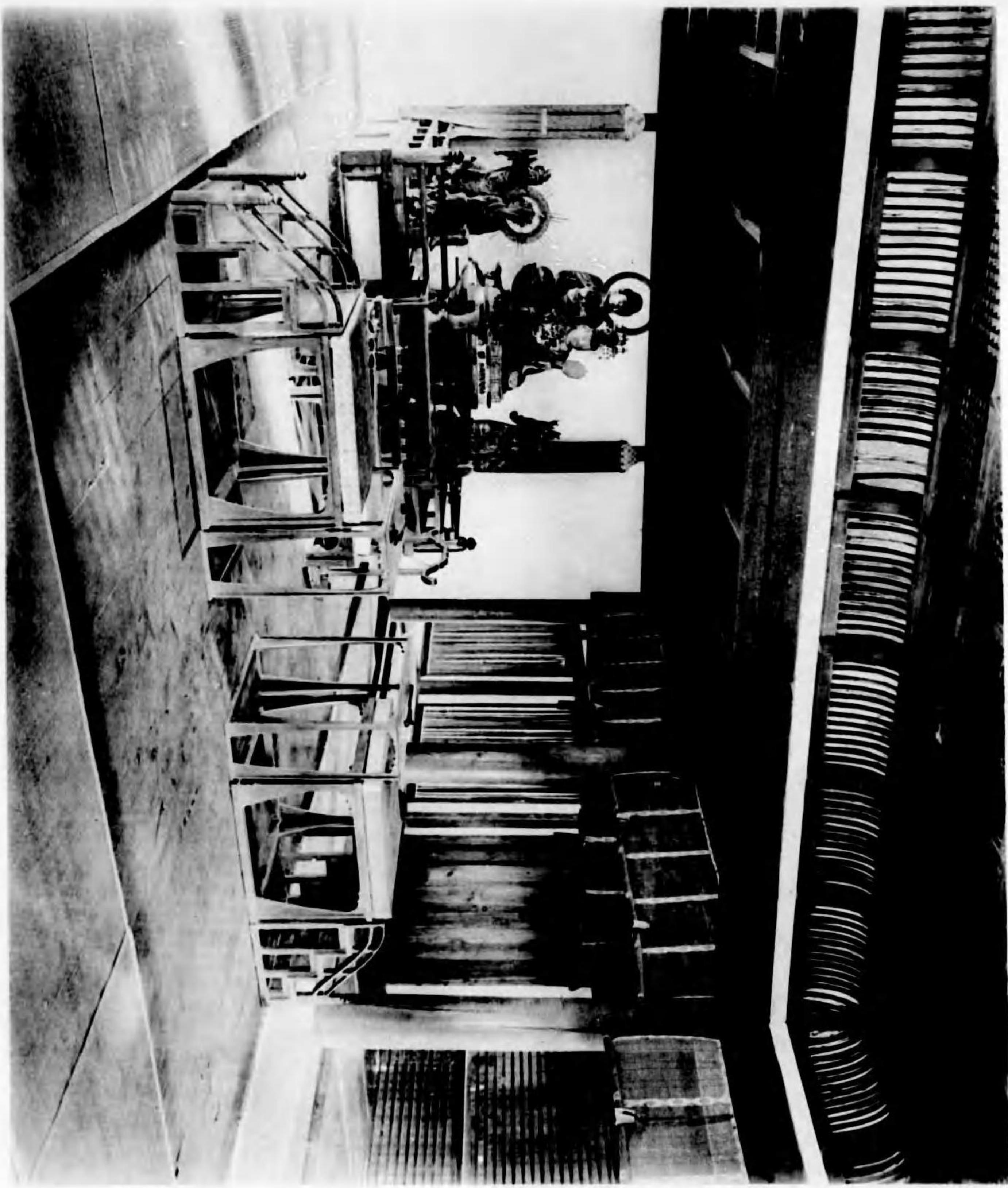
金銅如來佛坐像







高祖



金匱要略



佛坐像
漆金彩绘
高100厘米

卷之三

第四十八集



摩尼王九三色着服木院經二

大正六年十月廿七日印刷

大正六年十月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
白石村治

印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
武田勝之助

印刷所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨彩堂

終